

## 【表紙】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書   |
| 【提出先】               | 東海財務局長  |
| 【提出日】               | 2018年11月13日   |
| 【会社名】               | 株式会社キャンバス   |
| 【英訳名】               | CanBas Co., Ltd.  |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 河邊 拓己   |
| 【本店の所在の場所】          | 静岡県沼津市大手町2丁目2番1号  |
| 【電話番号】              | 055-954-3666  |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞   |
| 【最寄りの連絡場所】          | 静岡県沼津市大手町2丁目2番1号  |
| 【電話番号】              | 055-954-3666  |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞   |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権付社債及び新株予約権証券<br>(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)  |
| 【届出の対象とした募集金額】      | 《第2回無担保転換社債型新株予約権付社債》<br>その他の者に対する割当 209,220,000円<br>《第14回新株予約権証券》<br>その他の者に対する割当 950,000円<br>新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額<br>603,250,000円<br>(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項なし  |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年7月2日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち下記の部分に誤記がありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

3 新規発行新株予約権証券（第14回新株予約権証券）

(2) 新株予約権の内容等

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

（訂正前）

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- 6．本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項記載の下限行使価額で本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）：475,000,000円（ただし、本新株予約権は行使されないことがある。）

（訂正後）

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- 6．本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項記載の下限行使価額で本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）：475,950,000円（ただし、本新株予約権は行使されないことがある。）